

亀山市告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和2年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21915
- 3 路線名 栄町26号線
- 4 道路の区間

区間		延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
起点	終点			
栄町字柴戸 1407番1 地内	栄町字柴戸 1407番1 地内	53.80	最小	6.00
			最大	12.70